

【出生届】 父母ともに日本国籍でその嫡出子として出生した場合

〈記入例〉

# 出生届

令和 6 年 1 月 4 日 届出

**在オランダ日本国** 大使 殿  
総領事

受理 令和 年 月 日

婚姻関係にある両親から生まれた場合は「嫡出子」となります。

12時間制でご記入ください。  
夜中12時＝午前0時  
正午＝午後0時

	(よみかた)	がいむ 氏	こじろう 名	父母との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 <input type="checkbox"/> 嫡出でない子	( <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 )
(1)	子の氏名	<b>外務 子次郎</b>				
(2)	生まれたとき	令和 5 年 12 月 25 日		<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	0 時 30 分	
(3)	生まれたところ	オランダ王国ハグ市ラインバーン32 <span style="float: right;">番地</span>				
(4)	住所	オランダ王国ハグ市トピアスアッセルラーン5 <span style="float: right;">番</span>				
	世帯主の氏名	外務 父郎		世帯主との続柄 子		
	母の氏名	外務 父郎		母 外務 母美		
	生年月日	昭和 60 年 5 月 5 日 (満 35 歳)		昭和 60 年 12 月 1 日 (満 35 歳)		
(6)	本籍及び国籍	東京都千代田区永田町一丁目1 <span style="float: right;">番地</span>				
(7)	生まれたとき	平成 30 年 1 月 <small>(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)</small>				
(8)	父と母	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)</small>				
(9)	父母の職業	父の職業 <b>自営業</b>		母の職業 <b>公務員</b>		
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 日本国籍を留保する		署名 (※押印は任意) 印		

下線部には、出生証明書が発行された都市名をご記入ください。

立会者が助産師の場合は、「医師」の代わりに「助産師」とご記入ください。

届出書に不備等がある場合、ご連絡を差し上げますので、電話番号及びEメールアドレスをご記入ください。

国勢調査は2025年、2030年、2035年に予定されています。

戸籍謄本のとおり、○丁目○番地、枝番までご記入ください。

カタカナで、国名から記入してください。ポストコードは不要です。

日付は和暦でご記入ください。

お子様の名前は、はっきりと楷書でご記入ください。

郵送で届け出る場合は投函日を、来館の場合は来館日を記入してください。

〈記入例〉

〈必要書類〉

- 必要通数
- (1) **出生届書** 2通  
当館に届け出る場合には、こちらの**届出用紙**を片面印刷でご利用ください。届出用紙は大使館領事窓口にもございます。  
A3版の届出用紙をご利用になられる場合には、[こちら](#)からダウンロードできません。なお、A3版の届出用紙をご利用される場合は、必ずA3サイズの用紙に実寸で印刷してください。A3版の届出用紙を縮小してA4用紙に印刷されたものは受理できませんのでご注意ください。  
署名以外は、パソコン等により入力・印刷したもので可能です。
  - (2) **出生の届出をした市役所発行の出生証明書 (出生登録抄本)** 原本1通  
「Uittreksel uit de geboorteakte」の複数言語で表記された「meertalig (internationaal)」版をご用意ください。
  - (3) **(2)の和訳文 ひな型・記入見本** 2通  
当館作成のひな型をご使用いただけます。パソコン等により入力・印刷したもので可能です。翻訳をする方はどなたでも差し支えありませんが、和訳文には必ず翻訳者氏名を明記してください。
  - (4) **父母の旅券 (郵送の場合は写し各1通)**

〈注意事項〉

- 届出書に記載のある「記入の注意」も参照ください。
- 本籍地等の確認のため、古いもの、又は写しでも構いませんので、戸籍謄本をご用意されることをお勧めします。
- 鉛筆や消えるペンでは記入しないでください。
- 出生届2枚目(A3版では右半分)の「出生証明書」部分は記入不要です。
- 署名欄には戸籍通りに氏名を楷書体で書いてください。
- 「印」部分への押印は不要です。任意の押印は可能です。
- 文字の訂正や削除をする場合には、誤字に横二重線を引いて訂正してください。修正液、修正テープは使用できません。なお、訂正箇所への印鑑・拇印(右手親指)は任意となります。
- 生まれた日を含めて**3ヶ月以内**(例えば10月23日に生まれた場合は翌年1月22日まで)に届け出てください。出生により外国の国籍も取得している場合は、この届出期限を過ぎますと出生のときにさかのぼって日本国籍を失います(国籍法12条)ので、日本側への出生届はできません。
- 届出書類一式は、日本国外務省を通じて本籍地の市区町村役場に送られます。通常、届け出から1ヶ月～1ヶ月半後に、お子様の出生の事実が戸籍に記載されますので、記載事項の確認のため戸籍謄本を取り寄せることをお勧めします。なお、戸籍謄本は、お子様の日本旅券を申請する際に必要となります。